

## バナメイエビ養殖場における急性肝臓壊死症の発生について

### 1 概要

呉市内の養殖業者の養殖池で飼育していたバナメイエビについて、3月2日、国の研究機関の確定診断の結果、急性肝臓壊死症の陽性が確定した。

### 2 発生状況等

#### (1) 検査結果

検査日	発生場所	検査結果
3月2日	呉市内の養殖場	5検体中5検体から陽性反応

#### (2) 経緯

- 令和3年2月24日に養殖業者より、2月17日にタイ王国から輸入した種苗（約20万尾）が収容後、3日目頃からへい死が始まったと水産海洋技術センターに連絡があった。
- 令和3年2月24日に水産課、水産海洋技術センターの担当者が当該養殖場へ赴き、へい死状況の聞き取りと排水、種苗の移動及び出荷を自粛するよう指導し、検体回収した。
- 令和3年2月25日に県水産海洋技術センターでPCR検査をした結果、急性肝臓壊死症の陽性の疑いが判明し、同日、農林水産省に連絡するとともに、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所に検体送付し確定検査を依頼した。
- 令和3年2月26日に水産課、水産海洋技術センターの担当者が再度、当該養殖場へ赴き、県の検査結果を伝えるとともに、約16万尾の種苗がへい死していること、移動自粛等が順守されていることを確認した。
- 令和3年3月2日、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所の確定検査の結果、陽性が確定した。

#### (3) 飼育状況（陸上水槽）

屋内池：10m×3m	4面	全長約1～2cm	約40千尾（種苗）
屋内池：14m×4.5m	2面	全長約15～20cm	約2.2千尾
屋内池：直径5.0m	2面	全長約15～20cm	約1.2千尾

### 3 対応

#### (1) 対策本部等の開催、設置

本日、農林水産局において広島県養殖水産動植物特定疾病対策本部員会議を開催するとともに、呉市を所管する西部農林水産事務所現地対策本部を設置した。

#### (2) 当該養殖業者への対応

まん延を防止するため、持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）第8条に基づき、養殖場のバナメイエビの移動禁止と処分等の命令を行う。

#### (3) 関係機関への対応

農林水産省に報告するとともに、関係機関と十分連携を図り、消費者、流通業者等への正確な情報提供に努める。

### 4 その他

- 県内において、他にバナメイエビを養殖している業者はいない。
- 当該養殖場では、特定疾病の疑いが生じた時点からエビの移動を自粛しており、感染したエビが市場に出回ることはない。また公有水面への飼育水の排水はない。
- 当該疾病の発生は、沖縄県（令和2年10月。種苗はタイ王国から輸入）に次いで国内2例目となる。

バナメイエビの急性肝臓壊死症は、甲殻類における疾病であり、人への感染事例は報告されていません。また本疾病の原因となる菌株は、人に対して病原性を示さないことが確認されています。